

科目別 択一 スタディ

第1回／全8回

基本テキストを一通り学習しても理解しづらい論点や、「わかったつもり」で終わりがちな重要ポイントを毎月1科目ずつ、五肢択一式問題の演習を通して解説します。特に重要なテーマは動画・音声講義でも解説していきます！



社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



労働基準法

〔問 1〕 労働基準法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 大学の学生が臨時のアルバイトとして事業に使用され、その指揮命令の下に作業に従事し、当該作業の対償として賃金を受ける場合、その者は労働基準法の労働者に該当する。
- B 個人家庭における家事を事業として請け負う者に雇われて、その指揮命令の下に当該家事を行う者については、家事使用人として労働基準法の適用を受けない。
- C 労働基準法の使用主である「事業主」とは、その事業の経営の主体をいい、会社その他の法人の場合、その代表者が事業主に該当する。
- D 移籍型の出向労働者については、出向元、出向先及び出向労働者三者間の取り決めによって定められた権限と責任に応じて、出向元の使用主又は出向先の使用主が労働基準法における使用主としての責任を負う。
- E 派遣中の労働者が派遣先の事業場において時間外労働をした場合、当該派遣先の使用主が、当該労働者に対して時間外労働に係る割増賃金を支払わなければならない。

(1) 労働者（法9条）

条文

この法律で「**労働者**」とは、**職業の種類**を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という）に使用される者で、**賃金を支払われる者**をいう。

ちょっとアドバイス!

- 「**労働者**」に該当するか否かは、雇用、請負、委任等の契約の形式にかかわらず、実体として、使用従属関係（事業に使用され、労働の対償として賃金が支払われる）が認められるか否かにより判断されます。
- 法人の重役等で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあって賃金を受ける場合は、その限りにおいて労働者に該当します。

Advance

◆適用除外（法116条）

船員	労働憲章、用語の定義、罰則規定を除き、労働基準法は適用されず、船員法が適用される。
同居の親族のみを使用する事業	世帯を同じくして常時生活を共にしている6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族のみが働く事業。
家事使用人	家庭において家事一般に従事するために使用される者。

- 家事使用人**であるか否かは、従事する作業の種類、性質の如何等を勘案して具体的に当該労働者の実態により判断されます。

↓ 具体的には…

労働基準法の適用を受ける	労働基準法の適用を受けない
個人家庭における家事を事業として請け負う者に雇われて、その指揮命令の下に当該家事を行う者は家事使用人に該当しない。	法人に雇われ、その役職員の家庭でその家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者は家事使用人である。

(2) 使用者（法10条）

条文

この法律で**使用者**とは、**事業主**又は**事業の経営担当者**その他その事業の労働者に関する事項について、**事業主のために行為をするすべての者**をいう。

▽ここをチェック!▽

- 「**事業主**」とは、事業の経営の主体をいい、会社その他の法人の場合はその**法人**、個人事業の場合は**事業主個人**をいいます。
- 「**事業の経営担当者**」とは、事業経営全般について権限と責任を負う者で、法人の代表者、取締役、理事などをいいます。